

北陸信越ブロック適正化指導員研修会が開催される

北陸信越ブロックの適正化事業指導員小規模グループ研修会が上越市の「センチュリーイカヤ」において、7月29日（火）～30日（水）の2日間にわたって開催され、新潟・長野・富山・石川の4県の指導員（22名）が一同に会し、適正化事業の発展と情報の共有を図りました。



冒頭、土田新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関副本部長（新潟県トラック協会・専務理事）から、ここ最近において物効法、トラックGメンという新しい制度が発足しました。また、5年後からは、自動車運送事業の更新制度の導入という改正もなされました。更新には適正化事業実施機関が実施する巡回評価も反映されるという話も聞いています。そのような状況ですから、皆さんの仕事は更に重要な役割を果たすことになります。本日からの小規模グループ研修会を通じて足固め、地固めを図っていただきたい、と挨拶がありました。

全体研修では、北陸信越運輸局・自動車交通部貨物課長の水上克信様より「トラック・物流Gメンへの改組と体制の拡充」の講義を受けました。

その後、北陸信越運輸局・自動車交通部首席自動車監査官の芹澤宏明様より「事業用自動車の安全対策」に基づく説明を受けました。

休憩を挟んだ後、全日本トラック協会適正化事業部の柳川智則様から「適正化事業の推進」について、適正化事業活動の指針及び重点項目などについて説明がありました。

その後、参加者は4グループに分かれてテーマに基づき討議を行いとりまとめ、翌2日目に、その取りまとめた内容が発表されました。

最終講義は、「改正事業法に係る指導について」と題して、柳川様より別添資料に基づき講義を受け、小規模グループ研修会は終了しました。

